（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

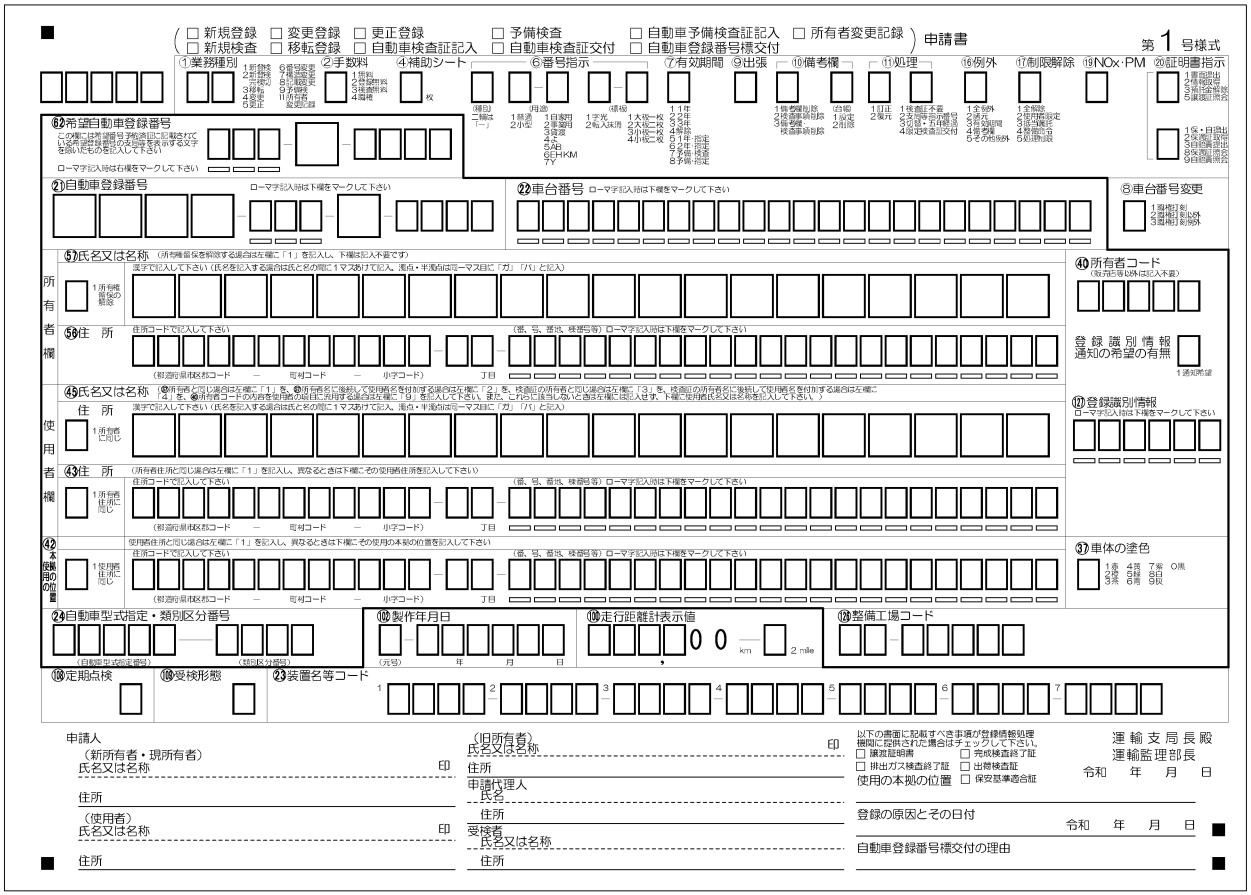
第三条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式

（新規　変更　移転　更正　登録申請書
新規検査　予備検査　申請書
自動車検査証　自動車予備検査証　記入申請書
自動車検査証　自動車登録番号標　交付申請書
所有者変更　記録申請書）

（第二条関係）



短辺

長辺

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　所有者（予備検査申請又は自動車予備検査証記入申請を行う場合に限る。）及び使用者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。